

2020年6月29日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

日興・中国構造改革ファンド（愛称：チャイナルネサンス） 繰上償還（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の投資信託「日興・中国構造改革ファンド」について、信託約款の規定に従い、下記の通り繰上償還を提案させていただくこととしましたのでお知らせいたします。

この繰上償還につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって行います。

つきましては、本書面、「繰上償還に関する書面決議参考書類」および「繰上償還 議決権行使書面」をお読みになり、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当ファンドの繰上償還に対して賛成いただける場合は、特に必要な手続きはございません。

敬具

記

I：繰上償還を行う投資信託の名称

日興・中国構造改革ファンド（愛称：チャイナルネサンス）

II：繰上償還の概要

1. 繰上償還の理由

「日興・中国構造改革ファンド」は2014年1月に設定され、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続しております。今後も受益権口数の増加が見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が懸念されることから繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い信託契約を解約（繰上償還）するものです。

2. 繰上償還予定日

2020年10月22日

3. 繰上償還の中止に関する条件

この繰上償還の手続きを中止させる条件等は、特に定めておりません。

4. 受益者の不利益となる事実

この繰上償還に伴い、受益者の皆さまの不利益となる事実は特にありません。

5. 基準価額の状況等（2020年5月29日現在）

基準価額（1万口当たり）	16,761円
純資産総額	約678百万円

なお、直前に作成された運用報告書の「資産、負債、元本及び基準価額の状況」「損益の状況」の内容は、同封しました「日興・中国構造改革ファンド 繰上償還に関する書面決議参考書類」に記載の通りです。

6. 繰上償還が決定した場合における償還までの運用について

2020年7月29日の書面決議（詳細は下記「Ⅲ：繰上償還の書面決議等」をご覧ください。）において繰上償還を行うことが可決された場合においても、組入有価証券等の相場変動等の影響を受け、基準価額は変動することがあります。また、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがありますが、この場合、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご注意ください。

※繰上償還が決定した場合、ご換金のお申込みは2020年10月20日までとなります。

Ⅲ：繰上償還の書面決議等

1. 繰上償還手続きの日程

(1) 書面決議対象受益者の確定日	2020年6月26日 2020年6月24日までにご購入のお申込みをいただいた受益者の方が対象となります。
(2) 議決権行使期限	2020年7月28日まで
(3) 書面決議の日	2020年7月29日
(4) 繰上償還予定日	2020年10月22日

この繰上償還は、2020年6月26日現在の受益者による書面決議によるものとします（書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決されます。）。

書面決議は、2020年7月29日に行われます。

なお、書面決議において当該議案が可決された場合、議案に反対された受益者の方の受託銀行

に対する買取請求の適用はございませんが、販売会社に対し解約請求を行うことによりご換金することができます。

2. 議決権の行使の方法

このお知らせと同時に送付しております「日興・中国構造改革ファンド 繰上償還 議決権行使書面」に賛成または反対される旨および必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて三井住友DSアセットマネジメント株式会社までお送りください。

＜送付先＞

〒105—6426

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

虎ノ門ヒルズビジネスタワー

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

商品管理部 宛

3. 議決権の行使の期限……………2020年7月28日

(当日の到着分までを有効とさせていただきます。)

4. 議決権の行使の内容が異なる場合の取扱い

同一の受益者の方が、重複して議決権を行使され、その内容が異なるときは、当該受益者の方のすべての議決権を無効として取り扱わせていただきます。

5. 賛否記載欄に記載のない場合の取扱い

書面決議において、議決権行使書面に賛否の記載のない場合は、当該議案について賛成されるものとして取り扱わせていただきます。

6. 議決権を行使されない場合の取扱い

このお知らせを受けられた受益者の方が議決権を行使されないときは、信託約款の規定に基づき、当該受益者の方は議案について賛成されるものとして取り扱わせていただきます。

※なお、賛否両方に○をするなど賛否が不明確な場合（全く記載がない場合を除きます。）や受益者の氏名または議決権の数が不明である等の不備がある場合、議決権の行使として認められないことがあります。その場合、当該議決権は無効として取り扱わせていただきます。

したがって、賛成いただける場合は、議決権行使書面をお送りいただく必要はございません。



三井住友DSアセットマネジメント

Ⅳ：個人情報取得の目的等

議決権の行使に伴い、弊社（三井住友DSアセットマネジメント株式会社）が取得する受益者の方に関する個人情報（議決権行使書面等に記載された一切の個人情報を含みます。）は、書面決議に関する事務のために必要な範囲でのみ利用し、他の目的には使用いたしません。弊社（三井住友DSアセットマネジメント株式会社）はその個人情報を必要な範囲で販売会社と共有いたしますので、ご了承ください。

Ⅴ：本件に対するお問い合わせ

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の皆さまの販売会社でのお取引情報につきましては、運用会社である弊社（三井住友DSアセットマネジメント株式会社）では保有しておりません。口座の残高等のお取引情報につきましては、販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

＜本件に関するお問い合わせ＞

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-88-2976**

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

＜お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ＞

お取引先の販売会社にお問い合わせください。



三井住友DSアセットマネジメント